

おかしい！ 請願書提出ができないなんて

日本共産党 松下真一



中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める
意見書に関する請願書

筑紫民主商工会婦人部提出

【趣旨】

所得税法56条は「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」つまり家族従業員の賃金は事業経費ではなく、事業主の控除でしかありません。

控除額は、配偶者は86万円・家族は50万円で、社会的に所得者とならないのです。

青色申告にすると、家族従業員の給与を認める事や、青色申告控除など税制上の特権を認めているが、労働の対価を税の申告の方法で差別するのは、憲法13条の「個人の尊重」14条「法の下での平等」・24条「両性の平等」に違反し、女性の人権を蹂躪し戦前の税制を残した考えです。

白色申告者であっても年間事業所得300万円上の事業者には記帳義務を課しているの、税逃れという論理は成り立ちません。

意見書採択の現状（2010年10月現在）

全国257の自治体で採択

福岡県で5市・10町の議会が意見書の採択をしています。

※請願書より一部抜粋

このように、確定申告の際、青色申告以外の方は、家族の給料は経費ではなく税の控除だけというのは、個人の尊重、平等に違反しています。
申告の際は家族全体で考えて、課税するときは各個人に納税させる。

国の都合が良いように昔から有る仕組みを利用してあるんです。
そこで、筑紫民主商工会では、左の請願書を出し、松下に紹介議員になってもらおうとしました。ところが…

ご存知ですか？

夫Ⅱ社長
妻Ⅱ従業員

でも家族の給料は経費にならない場合があるんです。



Aさんは大野城市でご主人と二人、小さい商店を営んでいます。ご主人は社長、Aさんは従業員。最近息子さんも頑張ってくれています。ところが、Aさんと息子さんに出している給料は、青色申告でないと経費に認められません。

請願書の提出はスムーズには行きませんでした。

【大野城市の対応】

議会の先例で「請願の付託所管委員会に所属する議員は紹介議員にならない」とある

法令に関する請願は総務市民委員会に付託されるので、松下議員は紹介議員になれない

紹介議員になれないとどうなる？

紹介議員がいないと請願書を提出できなくなります。それ以外の方法で…たとえば陳情などですが、大野城市議会では、陳情書や要望書は、紙面の配布のみで終わってしまいます。市民の訴えをきちんと議論しないなら、何の為の市議会なのでしょう。

請願の提出締め切りは11月22日午後4時まで。

10月25日、民商会長・副会長・婦人部役員・事務局の5人で各会派を訪問し請願の趣旨説明を行い、紹介議員のお願いをしました。が、すべての会派から回答はありませんでした。

付託所管委員会に所属する議員は

請願書の紹介議員になれないとする先例は

憲法違反であり請願権の侵害である。

陳情書・要望書を紙面配布で済ますのもおかしい！

議会改革が必要ではないか！



このままでは今回の請願書は提出できなくなるので、憲法・地方自治法に保障されている請願権を守るために松下議員が紹介議員として提出しました。

大野城市議会事務局は受理したもの、預かりとして議会運営委員会へは提案されませんでした。県庁に問い合わせをしたところ問題ありとの見解であり、異議申し立てを行うか請願者と協議をしましたが、委員会のなかでの意見書の議員発議にすることとしました。

12月議会会期中に総務市民委員会で見解書案の発議を行いました。が、松下議員以外全員の反対で不採択になってしまいました。